

大和証券総合取引約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>2. 総合取引の利用</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>① 有価証券（外国証券を含みます。）、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実（配当金については、国内上場外国株式及び下記43. の株式数比例配分方式を選択された株式等の配当金を指します。）のうち、当社において円貨で支払われるものを当社が応じる範囲内で、<u>公社債投信積立口へ入金する方法。</u></p> <p>② (省 略)</p> <p>64. 果実等の再投資</p> <p>(1) 積立投資に係る収益分配金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該積立口に繰り入れてお預りし、その全額をもって、上記62. に準じて同一種類の有価証券を買付けます。なお、この場合、買付けの手料は無料といたします。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>82. 配当金・増資・株式分割等諸権利処理</p> <p>(1) 共有株式等にかかる配当金、収益分配金、権利交付金等の果実、及び株式等の分割等諸権利で取得する株式等は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様に当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰り入れて管理します。お預り金は、口座に繰り入れ後、上記78. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。</p> <p>(2)～(11) (省 略)</p> <p>附 則 この約款は、2023年4月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>2. 総合取引の利用</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>① 有価証券（外国証券を含みます。）、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実（配当金については、国内上場外国株式及び下記43. の株式数比例配分方式を選択された株式等の配当金を指します。）のうち、当社において円貨で支払われるものを当社が応じる範囲内で、<u>第4章に定める積立口（ダイワ外貨MMF積立口を除く。）へ入金する方法。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>64. 果実等の再投資</p> <p>(1) 積立投資に係る収益分配金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該積立口に繰り入れてお預りし、その全額をもって、上記62. に準じて同一種類の有価証券を買付けます<u>（なお、この場合、買付けの手料は無料といたします。）。</u><u>ただし、お客様からあらかじめ別段の指示があった場合（ただし、当社の定める条件を満たすときに限り。）はこの限りではありません。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>82. 配当金・増資・株式分割等諸権利処理</p> <p>(1) 共有株式等にかかる配当金、収益分配金、権利交付金等の果実、及び株式等の分割等諸権利で取得する株式等は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様に当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰り入れて管理します。お預り金は、口座に繰り入れ後、上記78. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。<u>ただし、お客様からあらかじめ別段の指示があった場合（ただし、当社の定める条件を満たすときに限り。）はこの限りではありません。</u></p> <p>(2)～(11) (現行どおり)</p> <p>附 則 この約款は、2023年7月10日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>